

消費税率の引き上げに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。  
平成 25 年 9 月 25 日

|     |      |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|
| 提出者 | 佐藤卓之 | 藤橋卓之 | 卓直之  | 之揮純  | 岩村良一 | 矢野吉学 | 早川吉秀  | 皆富   | 川槿   | 雄一   | 二成   |
| 賛成者 | 笠原義宗 | 坂田光宗 | 小島洋吉 | 西川彦雄 | 小西川治 | 帆東謙英 | 高大倉栄健 | 志田健男 | 佐藤秀雄 | 横尾秀健 | 石塚健  |
|     | 宮崎悦男 | 小桜林一 | 沢井甚一 | 尾身孝二 | 村松二  | 渡辺淳佳 | 三上富知  | 内青五  | 米山太一 | 若山昇  | 佐藤久雄 |
|     | 青柳正司 | 榆井辰雄 | 小斎林隆 | 柄野正景 | 小石野三 | 星井修  | 梅谷夫   | 市川守  | 片川又  | 小野三  | 島徳   |

新潟県議会議長 中野 洸 様

消費税率の引き上げに関する意見書

我が国の財政状況は厳しい状況にあることから、昨年、社会保障と税の一体改革に関する三党合意がなされたものと理解している。

我が国経済は、長年にわたるデフレにより厳しい状況が続いてきたところであるが、安倍政権のいわゆるアベノミクス政策により各種経済指標は上昇傾向を示し、ようやくデフレからの脱却が示されつつあるとともに、この度、2020年東京オリンピック・パラリンピック招致が決まり経済に追い風となっていることから、安倍総理は、予定されている4月1日からの消費税率引き上げの意向を固め、10月1日の日銀短観を確認した上で同日中に増税方針と経済対策を同時に表明する方針といわれている。

しかしながら、地方においては雇用状況も厳しく、いまだ景気の回復が実感されるような状況には至っていない。

このような状況下における消費税率の引き上げは、景気の腰折れが心配されるが、帝国データバンクが9月12日に発表した消費税率引き上げに対する企業の意識調査によると、小売業の80%を超える企業が悪影響を懸念しているなど、消費者により近い業界ほど抵抗感が強く出ている。

政府は、消費税率の引き上げにより、景気を腰折れさせるようなことがあってはならないことから、十分な経済対策を検討しているといわれているが、ここで判断を誤れば、ようやくデフレ脱却の目途がつき、明るさが見え始めた我が国経済が、再び失速するおそれが強いものと危惧している。

よって国会並びに政府におかれては、消費税率の引き上げに当たっては、地方経済の実態に

十分配慮し、拙速な税率の引き上げに走ることなく慎重に判断を行うよう強く要望する。  
また、地方経済に十分に配慮した経済対策を適切に実施することを強く要望する。  
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 25 日

新潟県議会議長 中 野 洸

|          |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長    | 伊 | 吹 | 文 | 明 | 様 |
| 参議院議長    | 山 | 崎 | 正 | 昭 | 様 |
| 内閣総理大臣   | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 様 |
| 財務大臣     | 麻 | 生 | 太 | 郎 | 様 |
| 経済再生担当大臣 | 甘 | 利 |   | 明 | 様 |

拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 10 月 11 日

提出者 総務文教委員長 榆 井 辰 雄

新潟県議会議長 中 野 洸 様

拉致事件の早期解決を求める意見書

政府は、北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動への各都道府県の実施状況を公表したが、これは拉致事件の解決に向けて更なる国民の意識の啓発を求めたものと理解している。

安倍総理は、政権発足以来、対話と圧力を基本方針に拉致事件を最優先課題として取り組んできているが、8月末には、拉致問題などを調査する国連の北朝鮮人権調査委員会が来日し、拉致被害に関する日本政府の取組や拉致被害者家族の証言を聴取したところである。

その調査委員会の中間報告において、北朝鮮による組織的で広範囲な人権侵害の典型例を示しているとの指摘がなされている。また、カービー委員長が、「私は何年たっても横田夫妻の顔や声、喪失感に悩む彼らの証言を忘れない。その感覚を調査委員会として国際社会に伝えていく。」と語るとともに「国際社会ができる最大限のことをしなければならぬ。」との決意を示していることから、来年3月にまとめられる同調査委員会の最終報告書によって、国際社会が拉致事件に対する共通認識をさらに高め、北朝鮮への効果的な圧力となることを期待するところである。

よって国会並びに政府におかれては、対話と圧力を基本方針に一日も早く拉致事件の解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

新潟県議会議長 中 野 洸

|          |           |
|----------|-----------|
| 衆議院議長    | 伊 吹 文 明 様 |
| 参議院議長    | 山 崎 正 昭 様 |
| 内閣総理大臣   | 安 倍 晋 三 様 |
| 外務大臣     | 岸 田 文 雄 様 |
| 内閣官房長官   | 菅 義 偉 様   |
| 拉致問題担当大臣 | 古 屋 圭 司 様 |

国民健康保険の都道府県への移管に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。  
平成 25 年 10 月 11 日

提出者 厚生環境委員長 小林 一大

新潟県議会議長 中野 洸 様

国民健康保険の都道府県への移管に関する意見書

社会保障制度改革国民会議の提言を受け、社会保障制度改革の全体像及びスケジュールを定めたプログラム法案の骨子が閣議決定された。

医療保険制度の分野では、国民健康保険の財政安定化や負担の格差是正を図るため、保険者を市町村から都道府県へ移管して広域化することを目指している。

国民健康保険は、被用者保険に加入していない 74 歳以下の国民全てが被保険者となるが、農林漁業従事者・自営業者とその家族だけでなく、退職した高齢者や無職者など、疾病リスクの高い人や保険料支払い能力の弱い人が多いことから、慢性的な赤字に陥りやすい体質が指摘されてきたところであり、これまで、市町村は、医療費支出削減に努力を積み重ね、健康増進により病気の予防を図り、保険財政の均衡に努めてきたところである。

被保険者間の負担の公平は重要な課題であり、都市部・町村部・へき地島嶼部など市町村間で医療サービスの水準に大きな格差がある中で、ただちに都道府県内の保険料を一律の形にすると、これまで積み重ねてきた市町村の努力が報われず、かえって被保険者間で不公平が発生することにより、市町村の取り組みへのインセンティブを損なうことが危惧される。

よって国会並びに政府におかれては、国民健康保険の広域化に当たっては、国庫負担の増額とともに市町村の努力や成果を適切に反映する、インセンティブ・システム等の構築を行うこと。また、地域的な格差を解消しながら、地域のニーズを反映した効果的な保健事業を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長 伊 吹 文 明 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
財務大臣 麻 生 太 郎 様  
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

TPP交渉に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 10 月 11 日

|     |      |      |      |      |    |
|-----|------|------|------|------|----|
| 提出者 | 岩村良一 | 皆富川  | 雄二   | 高橋直  | 揮純 |
|     | 矢野吉  | 富川   | 一    | 佐藤   |    |
|     | 早川   | 川    | 成    | 藤    |    |
| 賛成者 | 笠原義宗 | 宮崎悦男 | 青柳正司 | 藤井野正 | 司  |
|     | 坂田原光 | 小崎林一 | 佐桜野卓 | 井野甚  | 之一 |
|     | 榆井林隆 | 小小西金 | 佐桜野卓 | 身松二  | 修昭 |
|     | 小齋柄小 | 帆東高  | 渡三上  | 辺富杉  | 郎夫 |
|     | 石星梅市 | 伊佐夫  | 内青片  | 山木野  | 一之 |
|     | 松川尾  | 政又ヨ  | 小    | 島    | 郎  |
|     | 横石   | 幸秀健  |      |      | 猛徳 |

新潟県議会議長 中野 洸 様

TPP交渉に関する意見書

TPP交渉が精力的に行われているが、その内容についての情報がほとんど伝わって来ず、関係業界や団体からは不安と不満の声が大きくなっている。

交渉は、どの分野で、どの国と一緒にやっていくのか、高度な戦略が求められるものと承知しているが、安倍総理は、守るべきものは守り、攻めるものは攻め、国益にかなう最善の道を追求すると言っており、政府として交渉参加を決めた以上、約束は実現しなければならないものと考え

る。 TPP交渉に関する情報が示されない中で、農業者をはじめとする多くの関係業界や団体は、目指すべき方向性も、またその対応についても見いだせない状況にある。

交渉の中身をすべて明らかにするのは難しいとしても、国民に必要な情報提供を行い、交渉の結果、国民の生活がどのような方向に向かうのかを示し、国民の不安を解消することが、国の責務である。

よって国会並びに政府におかれては、TPP交渉に当たっては、守るべきものは守り、攻めるものは攻め、国益にかなう最善の道を追求することを基本に、強く交渉を行うとともに、国民の不安や不満を払しょくするために、国民に必要な情報提供を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

新潟県議会議長

中野 洸

衆議院議長

伊山 吹崎 文正 明昭 様

参議院議長

伊山 吹崎 文正 明昭 様

内閣総理大臣

伊山 吹崎 文正 明昭 様

外務大臣

伊山 吹崎 文正 明昭 様

厚生労働大臣

伊山 吹崎 文正 明昭 様

農林水産大臣

伊山 吹崎 文正 明昭 様

経済産業大臣

伊山 吹崎 文正 明昭 様

内閣官房長官

伊山 吹崎 文正 明昭 様

経済再生担当大臣

伊山 吹崎 文正 明昭 様

第 24 号発議案

私学助成に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 10 月 11 日

提出者 岩 村 良 一 皆 川 雄 二 高 橋 直 揮  
矢 野 学 富 樫 一 成 佐 藤 純  
早 川 吉 秀

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 中 野 洸 様

私学助成に関する意見書

私立中学高等学校は、建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の進展に寄与しているが、授業料の改定もままならない中で、少子化の影響などもあり、学校経営は一段と厳しい状況に置かれている。

公教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、初めて健全な発展がなされ、個性化、多様化という時代の要請にも応えうるものである。

教育は国の礎であり、国家百年の大計のため、国の責務として万全の措置が求められるところであり、公立学校に比べて財政的基盤が脆弱な私立中学高等学校に対する助成措置の充実が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、教育基本法第 8 条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、より一層の充実が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

新潟県議会議長 中 野 洸

衆議院議長 伊 吹 文 明 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
財務大臣 麻 生 太 郎 様  
総務大臣 新 藤 義 孝 様  
文部科学大臣 下 村 博 文 様

第 25 号発議案

原発事故に係る避難計画の早期策定に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 10 月 11 日

提出者 岩 村 良 一 皆 川 雄 二 高 橋 直 揮  
矢 野 学 富 樫 一 成 佐 藤 純  
早 川 吉 秀

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 中 野 洸 様

原発事故に係る避難計画の早期策定に関する意見書

原発立地地域においては、従前から事故に備えて地域防災計画(原子力災害対策編)が策定されていたが、福島第一原発事故の経験を踏まえ、政府は防災対策を実施すべき地域を従来の原子力施設から半径「約 8 ～10 キロメートル」圏から「概ね 30 キロメートル」圏へと大幅に拡大したところである。

それに伴い、避難先が道府県境をまたがるなど広域にわたることから、立地地域の自治体では、避難計画の策定において、病院・介護施設に入所している高齢者等の受入先の確保や、バスなどの移動手段の確保、あるいは自衛隊による支援など多くの課題を抱えることとなり、その調整が難しく計画作りが難航している。

政府はこれまで「避難計画は自治体の責務」として、計画作りを自治体に任せてきたが、このたび、関係省庁が参加し避難計画作りを支援するワーキングチームを原発立地地域ごとに立ち上げることを決定したところである。

福島第一原発事故においては、国の想定よりも広い範囲の住民が避難を求められ、事前に決まっていた避難先が使えず、避難区域の段階的拡大や、情報伝達の遅れなどにより混乱が生じるとともに、入院中の寝たきりのお年寄りなどがバスで長時間の移動を強いられ、大勢亡くなる事態も起きている。

原子力発電所は、核燃料が存在する限り、停止中・稼働中を問わず事故のリスクに違いはなく、いつでも同様の災害が発生する可能性があることから、早急に具体的な避難計画の策定が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、安全と安心の確保のため、解決すべき課題を早急に解決し、早急に原子力災害に備えた具体的な避難計画が策定されるよう積極的な支援を行い、立地地域の不安を解消するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

新潟県議会議長 中 野 洸

衆議院議長 伊 吹 文 明 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
財務大臣 麻 生 太 郎 様



|             |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 厚生労働大臣      | 田 | 村 | 憲 | 久 | 様 |
| 経済産業大臣      | 茂 | 木 | 敏 | 充 | 様 |
| 国土交通大臣      | 太 | 田 | 昭 | 宏 | 様 |
| 原子力防災担当大臣   | 石 | 原 | 伸 | 晃 | 様 |
| 防衛大臣        | 小 | 野 | 寺 | 典 | 様 |
| 原子力規制委員会委員長 | 田 | 中 | 五 | 一 | 様 |
| 警察庁長官       | 米 | 田 | 俊 | 壯 | 様 |
| 消防庁長官       | 大 | 石 | 利 | 雄 | 様 |

福島第一原発事故の損害賠償に係る意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 10 月 11 日

提出者 岩 村 良 一 皆 川 雄 二 高 橋 直 揮  
矢 野 学 富 樫 一 成 佐 藤 純  
早 川 吉 秀

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 中 野 洸 様

福島第一原発事故の損害賠償に係る意見書

福島第一原発事故に伴う被害は、いまだ収束の見通しも立たない状況にある。

福島第一原発事故の多くの被害者が今なお不自由な避難生活を余儀なくされているなど、事故から 2 年半たっても、いまだ損害の全容を把握することが難しく、また、損害は、避難費用、財物損害、風評被害による逸失利益など多岐にわたり、金額算定の方法や基準も明確でないことから、短期的な損害賠償請求権の行使に困難を伴う場合がみられる。このままでは損害賠償請求権について、民法に基づく 3 年間の消滅時効が平成 26 年 3 月に成立するのではないかとの懸念が広がっている。

損害賠償請求権の時効をめぐっては、本年 5 月に「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」が成立しているが、これにより救済されるのは一部の者だけに限られることから、被害者すべてが対象となるよう立法措置が求められている。

被害者は、自らは何ら落ち度もなく、突然に原発事故の被害者となったものであり、被害に見合った十分な賠償を受けることは、被害者の生活再建に向けて当然のことであり、東京電力及び政府は、最大限の努力を行うべきである。

よって国会並びに政府におかれては、福島第一原発事故に関する損害賠償請求については、救われるべき被害者が不利益を被ることのないよう、民法上の 3 年の時効適用除外等の特別立法措置を早急に行うとともに、加えて、このような事案が発生することのないよう抜本的な法整備を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

新潟県議会議長 中 野 洸

衆議院議長 伊 吹 文 明 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
法務大臣 谷 垣 禎 一 様  
文部科学大臣 下 村 博 文 様  
経済産業大臣 茂 木 敏 充 様

燃油高騰に係る対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 10 月 11 日

提出者 岩村良一 皆川雄二 高橋直揮  
          矢野学 富樫一成 佐藤純  
          早川吉秀  
賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 中野 洸様

燃油高騰に係る対策を求める意見書

アベノミクス政策が功を奏し、各種経済指標は概ね良好な数値を示しているが、円安と中東地域の産油国をめぐる政治的環境の悪化から原油価格が高騰している。

原油価格の高騰により、ハイブリッド車や軽自動車等の低燃費車の販売が好調とも聞いているが、燃油高騰を受け産業界は厳しい状況にある。

特にトラック業界をはじめとした運輸業界においては、平成 2 年の規制緩和以降、激しい価格競争にさらされその経営状況は厳しく、トラックの燃油に使われる軽油の価格が、リーマン・ショック後の 2009 年 3 月に比べて運輸業界全体で年間 6,400 億円のコスト増と試算されている。

業界では、運送費の 20%が燃料費といわれており、長距離業者では 40%を占めることから長距離の荷物を断るなど、その経営は一層厳しく、運輸業界は存亡の危機を迎えている。

加えて、来春に予定されている消費税率の引上げが行われれば、価格に転嫁できず収益は一段と悪化し、倒産や廃業する企業が続出することが予測されている。

物流の根幹を担うトラック業界の構造的な困窮を放置することは、アベノミクスにより経済の活性化を目指している我が国経済に大きな足かせとなるものと危惧するところである。

よって国会並びに政府におかれては、燃油高騰対策に特段の配慮を行うとともに、特にトラック業界の構造的な困窮に対して、早急に適切な対応を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長 伊 吹 文 明 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
財務大臣 麻 生 太 郎 様  
経済産業大臣 茂 木 敏 充 様  
国土交通大臣 太 田 昭 宏 様